

# 第23回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成24年2月20日（月）15：00－16：30

場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員、森口委員

## 1. 国内クレジットの認証等

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、66件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業1件）について、認証され、計30,823 t-CO<sub>2</sub>の国内クレジットが発行された。

## 2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、101件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業5件）について承認された。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに提出のあった131件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は6件）について事務局より報告が行われた。

## 3. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料4に基づき、前回の委員会（平成23年12月9日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（12月12日～12月26日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、1件の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料5に基づき、今回の委員会までに申請のあった2件の排出削減方法論について、事務局より報告が行われた。
- ・ 参考資料2に基づき、バイオマス案件に係る追加性等の分析結果について、事務局より報告が行われた。

## 4. その他

- ・ 国内クレジットの認証及び排出削減事業の承認以外の議事について、次回以降の認証委員会から、原則公開することとした。
- ・ 次回委員会は、平成24年3月23日（金）13：00～14：30に開催

する予定とした。

## 5. 委員の発言及び質疑

<その他：議事の公開について>

(森口委員)

- ・ 昨年3月の東日本大震災以降、本委員会を欠席したままで申し訳なかった。大震災後、非常時の中で日常の業務に優先的にやるべきことがあるのではないかとということで、放射性物質汚染への対応に時間を充てさせていただいていた。
- ・ 政府のこの問題に対する対応が遅れたことにより、政府あるいは科学技術に対する信頼が非常に損なわれたと感じている。それに対応しないことには温暖化対策もなかなかスムーズには進まないのではないかという思いもあり、この委員会の審議に直接関わるよりは、別の形で間接的に貢献する方が良いのではないかと考えてきた。

また、この会議が非公開で行われているという事に関して、公開性を高めてもらいたいということを申し上げてきた。検討頂いているかもしれないが、依然として非公開で行われている。この件に関しては、事務局に対して申し上げてきたところであり、また、確認をいただきたいが、本委員会の場でも発言をしたつもりである。

※参考 平成22年10月1日 第15回認証委員会 森口委員ご発言要旨

(エネルギー起源 co2 以外の温室効果ガスの取扱いについて)

ここで行われている議論は、非常に貴重な議論が多々あると思うので非公開とすべき議事と(本件のように)公開の場でやる必要がある議論を分けて行うことを検討してほしい。

- ・ 委員会で扱われる案件に関して、公開できない事案があるということも理解しているが、民の利害に関わるという理由で公開をしないということが、公共性を問われる政府の委員会において適切なものかどうか少し疑問がある。そういった観点から、恐らく本日も非公開ということで開催をされるため、政府のこの種の委員会の公開性を高めてもらいたいという事を申し上げた立場上、本日も非公開の会議に出席することはその信条にも反するため、このことだけ申し上げて退席をさせて頂く。

(茅委員長)

- ・ 森口委員には、震災の後始末で大変忙しく、そのことで本委員会を欠席されたことは理解できるものの、公開の件に関しては、自分の記憶を辿る限り、森口委員から正式に審議の申し出があったとは認識していないところである。
- ・ 森口委員のご意見は承知したところであるが、本来の議事もあるため、公開の是非に関しては、今すぐこの場で議論をするのではなく、本日の議事の最後に、委員のご意見を伺うという形で進めさせて頂く。  
(上記について委員からの特段の意見なし)

<本日の議事の公開について>

(茅委員長)

- ・ 今の森口委員のご指摘に関わることもあるが、本日の委員会は、従来通り、議論の過程で個別の事業について投資回収年数に関する情報等かなり機密に関する情報が扱われるため、この委員会は非公開としたい。  
(上記について委員からの特段の意見なし)

<排出削減事業の承認等>

(棕田委員)

- ・ 参考資料2のバイオマス案件に係る追加性等の分析結果について、例えば未利用間伐材や林地残材の利用といった事業は、地域の振興や森林の整備といった別の目的で実施されることもあるため、投資回収年数だけでプロジェクトを決めるわけにはいかないということは認識している。この資料は、そういった側面も非常にわかりやすく示されているため、経済産業省等で説明会等をされる際に活用すれば、様々な観点からの普及を図ることもできるのではないかと。

(大塚委員)

- ・ 結局この分析によると、製材端材のままでの利用が可能であれば、ペレットにしないほうが良いという考えになるということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 製材端材と比較すると、ペレットは使いやすく燃焼効率が高いといったメリットがあると考えられる。これに対して製材端材の場合、薪の代替といったものであるためコストは安価であるが、ボイラーへの負担が大きく、燃焼効率が悪いといったデメリットが考えられる。事業の形態にもよるため、一概にどちらが良い悪いといったことは言えないと考えている。本分析は、実際に行われているプロジェクトを単純に整理したものであり、制度としてどちらかを推奨するといったものではないとご理解頂きたい。

(松橋委員)

- ・ 国内でも製材所が出る端材等をそのまま屋外で燃やして発電しコストメリットの高い事業がある。また、ペレットの場合は様々な品質があり、ヨーロッパ等でも細かく品質が定められており、我が国においてもかなり品質の良い様々な種類のペレットが生産されている。そのようなペレットでは、家庭のストーブで燃焼させることが十分可能であったり、COやCO<sub>2</sub>以外の排出も非常に少なかったりと、良好な環境排出を保証するために、多くの努力や工夫がなされている。製材端材の使用については、屋外で燃焼させる場合等で、それほど品質が求められない場合にメリットが大きいというものであり、結局は用途によって異なる状況であると認識している。

## <排出削減方法論の承認等>

(松橋委員)

- ・ 微生物による汚泥の減容の方法論が今回申請されているが、好気性の曝気槽の中で汚泥が発生しなくなるような技術や、嫌気消化でメタンの消化率が上がりメタンが多く回収できる技術等、この分野では色々と面白い技術がたくさんある。水処理を行なっている事業者や、大学の研究者等に問い合わせれば、様々な面白い技術が出てくると考えられるので、機会があればそういった方面にヒアリングするのも良いのではないか。

(茅委員長)

- ・ 一点確認だが、先ほどの資料5の別添の方法論018-Aについて、回収した蒸気の昇圧等のために投入される電気エネルギーは、その分をマイナスにカウントするという事によいか。

(事務局（経済産業省）)

- ・ ご認識のとおり、本方法論は昇圧のために電気エネルギー投入がなされた場合は当然カウントし、ボイラーにおける蒸気製造の際の燃料使用量の削減分との差し引きで、ネットでのCO<sub>2</sub>排出量が減少できなければならないという整理となっている。

## <その他：議事の公開について>

(茅委員長)

- ・ 森口委員より冒頭発言のあった、本委員会の公開に関して議論頂きたい。なお、これまで議事を非公開としている最大の理由は、投資回収年数等が排出削減事業の承認段階で明示されており、これを公開するわけにはいかないという考え方によるものである。

(宮城委員)

- ・ 公開と一言で言っても、どのレベルまで公開するのか、資料を分けるのかなど、様々な段階があるため公開がどういった状態を意味するのか、明確にして頂きたい。

(事務局（経済産業省）)

- ・ 公開とは、報道関係者及び一般傍聴者に対して、今現在委員の皆様がご覧になっている資料も含めて、議事内容が全て公開される状態を想定している。

(宮城委員)

- ・ これまでに、そのような状態で委員会を開催したことはあるのか。

(事務局（経済産業省）)

- ・ 個別企業の情報が入った資料を公開したことは無い。制度の開始当初に、個別の案件がなく、制度論を中心に議論していた段階では公開で開催していた。

(松橋委員)

- ・ 本委員会では、排出削減事業計画の承認及び国内クレジットの認証について、その可否が判断される。このような可否の判断理由についてまで公開とすべきというのはどうかと思う。
- ・ 一方、どのような理由から森口委員が公開を望まれているのか、理由等を教えて頂きたい。

(事務局（環境省）)

- ・ 森口委員からの公開の要望については、震災後に今後の審議をどうすべきかという議論や、電力の排出係数の取り扱いをどうすべきかといった議論の中で、こういった議論こそ公開をすべきだ、という旨の発言をされたと認識している。その際のご意見の趣旨は、震災後の状況において増電力となるような事業を認めることにどのような意味があるのかということについて、国としてしっかりとした説明をしなければ、事業者の理解も得られないというものであったことから判断すると、全体の制度論の議論をする際は、少なくとも公開とすべきというのが、森口委員のご意見の趣旨であると考えられる。

(大塚委員)

- ・ 一般に傍聴者との関係で言えば、委員会規程に照らしても、原則公開とすべきと考える。このため、現在の運用形態は再考する必要があるが、委員会を公開と非公開と二部構成とすることがいいのではないか。また、どの部分を公開とすべきかという議論ではなく、原則は全て公開という前提に立ち、どの部分を非公開とすべきかという視点から議論すべきと考える。
- ・ 環境省が実施している J-VER 制度では、どのような運用になっているのか。

(事務局（環境省）)

- ・ J-VER 制度では、委員会を分けて開催し、方法論等の制度全体のルールを議論する場合は公開とし、個別の認証を議論する場合は非公開としている。また、制度全体のルールを議論する際にも、個別の案件を参照しなければならない場合が出てきた場合には、配布資料を委員限りとするなどの対応を予定している。

(棕田委員)

- ・ 基本的に承認や認証の部分については公開することが必ずしも良いことではないと考えているが、一方、それ以外の部分については柔軟に考える余地があるのではないか。例えば、他方で、投資回収年数等を含めて、事業者の方々がこういった情報が公開されることをどの程度懸念されているのかということもあると思うが、投資回収年等の具体的な数字については、ある程度の幅を持たせて示す等工夫の余地があるのではないか。

(宮城委員)

- ・ 結論から申し上げれば、公開と非公開の二部構成という形が良いのではないか。本委員会では、国内クレジット制度に関する様々な議論がなされており、これを広く公開することは国内クレジットの普及という観点でも、意味のあるものとする。個別の案件については、投資回収年数がどれほど企業にとって重要性を持っているのか一概に判断出来ない部分はあるものの、個別の案件の可否判断について公開するのではなく、結果のみを公開するので良いのではないか。委員会を二部構成とすることについては、公開と非公開の部分が自然な形で分けられれば、特段問題はないと考える。

(松橋委員)

- ・ 宮城委員、大塚委員のご意見と同様に、基本的には公開・非公開の二部構成で良いのではないかと考えている。ただし、個々の案件の承認・認証の可否の現場を公開するのは、大学で言えば入試判定会議を公開するようなものであり、好ましくないと考える。このため、承認と認証の可否判断が済んだ後、その結果の公開と併せて制度全体の議論等を公開し、議論の内容を聞いて頂くことも一つのやり方だと考える。

(茅委員長)

- ・ ご意見を総括すると、排出削減事業の承認や国内クレジットの認証部分については公開すべきではないが、その他の部分については公開をしても良いのではないかとということで一致していると理解する。
- ・ そこで、本日の議事に即して言えば、議題1の国内クレジットの認証、議題2の排出削減事業の承認については非公開とし、議題3の排出削減方法論の承認以降は公開とするという形を提案したい。ただし、公開とした部分についても、非公開とすべき内容が入ることは想定されるため、そのような場合は、公開の可否の判断を委員長に一任して頂き、予め委員長及び事務局で相談して公開とするかどうかについて判断するという形とさせて頂きたい。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 方法論についても提案者が存在し、認証・承認と同様に、可否の判断がなされる形が想定される。このような部分についても公開するということで、問題はないか。

(大塚委員)

- ・ 方法論については、確かに特定の提案者がいるものの、広く一般に使われるものであるため、公開しても問題はないと考える。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 方法論について、原則公開とすることについては了解するが、方法論は個別の事業者が関わる事項であるため、非公開とすべき内容が含まれる場合も想定される。そのような場合においては、予め委員長に相談し、公開の可否に

ついて個別に委員長にご判断頂くのが良いと考えている。

(茅委員長)

- ・ それでは、次回委員会から公開議事と非公開議事を分けて開催することとする。なお、個別の公開の可否については、予め委員長と事務局が相談して判断し、議事を定めるという形で進めさせて頂く。
- ・ なお、資料6（公表用資料案）に今回の変更を追記し、次回より委員会の運用形態が変更になったことを公表することとする。

文責：事務局